○農林水産省告示第二千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井六〇七の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百三十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Allium fistulosum L.	TNE737	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第26176号 平成25年10月24日
Colocasia Schott	京都えびいも２号（きょうとえびいもにごう）	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	第25763号 平成25年９月30日
Dianthus caryophyllus L.	ストロベリーフラッペ	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２－１－８	第27021号 平成25年９月26日
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	DUEINFIFIRE	Tobias Dummen Am Steg 14, 47495 Rheinberg, Germany	第27688号 平成25年９月25日
Medinilla Gaudich.	Bella	Corn. Bak B.V. Dorpsstraat 11B, 1566AA Assendelft, The Netherlands	第25968号 平成25年10月28日
Otomeria Benth.	DOTOBABY	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel	第27058号 平成25年９月13日
〃	DOTOPINK	〃	第27059号 平成25年９月13日
〃	DOTORUBY	〃	第27060号 平成25年９月13日
〃	DOTOWHITE	〃	第27061号 平成25年９月13日

○農林水産省告示第二千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県橋本市隅田町霜草字打樋谷四六八の一七・四六八の一八（以上二筆国有林）、四六八の二から四六八の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四六八の五、四六八の六・四六八の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六八の八、四六八の一〇・四六八の一二・四六八の二三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字東山五四一、五四二、五四七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月三日

経済産業大臣　茂木　敏充

三の９の⑶のイ中「アルジェリア」の下に「、アンゴラ」を加え、三の９の⑶のロ中「、アンゴラ」を削る。

三の９の⑷のニ及びホ中「バハマ」の下に「、バーレーン」を、「ブータン」の下に「、ボリビア」を、「ガイアナ」の下に「、ハイチ」を、「ヨルダン」の下に「、ケニア」を加える。

三の９の⑹中「ブルガリア」の下に「、クロアチア」を加える。

附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の９の⑷のニ及びホの改正規定中ボリビアに係る部分及び三の９の⑹の改正規定　平成二十五年十二月三日

二　三の９の⑷のニ及びホの改正規定中バーレーンに係る部分　平成二十五年十二月二十四日

三　三の９の⑶の改正規定　平成二十五年十二月三十一日

四　三の９の⑷のニ及びホの改正規定中ハイチに係る部分　平成二十六年一月六日

五　三の９の⑷のニ及びホの改正規定中ケニアに係る部分　平成二十六年一月七日

○国土交通省告示第千百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第七百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

三重県熊野市井戸町

字西　二九四〇番一　一号

二九三三番　二号及び三号

字古田　二九二八番六　四号

二九二八番一　五号

二九二八番七　六号

二九二三番五　七号

二九二三番五地先畦畔敷　八号及び九号

字檜ノ木　二九二一番　十号

一七四九番　十一号、十二号及び十四号から十七号まで

一七五〇番　十三号

一七四八番　十八号

一七四七番　十九号

一七四六番　二十号及び二十一号

一七四四番一　二十二号から二十四号まで